

奈良佐保短期大学における動物実験等に関する指針

平成 25 年 11 月 8 日制定

奈良佐保短期大学

1. この指針は「動物の愛護及び管理に関する法律」、「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する法律」等に定められたもののほか、奈良佐保短期大学において動物実験を実施する場合に遵守すべき基本事項を示し、科学的にはもとより動物福祉の観点からも適正な動物実験等の実施を図るものとする。
2. 本学における動物実験は、授業における実習のみとし、あらかじめ学長に実験計画書を提出するものとする。
3. 学長は、上記 2 に係る実験計画の承認について、動物実験委員会の審査を経て承認を行うものとする。
4. 動物実験委員会は、学長の諮問を受け、実験者が申請した実験計画が、動物実験に関する法令及び学内規程に適合しているかどうかを審査し、その結果を学長に報告するものとする。
5. 学長は、動物実験等の終了後、実験計画実施の結果について報告を受け、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じるものとする。
6. 動物実験等の実施に当たっては、できる限りその実験動物の苦痛の軽減を図る方法によって行うものとする。
7. 動物実験等を適正かつ円滑に実施するため、実験動物の搬入、保管は大学内とし、検収・検疫についても適正に行うものとする。
8. 実験者は、動物実験が終了した動物に対して、適切な場所への埋葬を行うものとする。
9. 学長は、動物実験等の透明性を確保するために、定期的に本学における指針の適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、その結果について学外者による検証の実施に努めるものとする。
10. 大学における動物実験に関する情報は、毎年 1 回程度更新するものとし、適切な方法により公表するものとする。